

第3号議案 取締役の報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2007年5月15日開催の第28回定時株主総会におきまして、取締役の報酬額を総額年額300百万円以内、うち金銭による報酬額として年額270百万円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として付与個数年間166個、年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、当社では、かねてより役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

今般、取締役に対する報酬等につきまして、ストックオプション公正価値分の金銭評価額の上限の定めを変更することとして、次の内容に改定いたしたく、ご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案でご承認をお願いするストックオプションは、当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主さまと共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しております。

また当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を定めておりますが、本議案および第4号議案をご決議いただいた後に変更すること（事業報告35頁～36頁に記載）を予定しております。以上のことから、本議案の内容は、取締役の報酬等を付与するためが必要かつ合理的な内容となっており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は9名（うち社外取締役3名）になります。

取締役の報酬等

取締役の報酬等の額のうち、金銭報酬につきましては、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とさせていただきますとともに、株式報酬型ストックオプションにつきましては、従来の付与個数および年額の上限を変更して、付与個数年間454個、年額60百万円を上限とします。なお、取締役報酬の総額は年額300百万円以内とし、この株式報酬型ストックオプションにつきましては、ご承認いただきました付与個数および年額の範囲内で、毎年、取締役会の決議に基づき、以下の内容の新株予約権を当社の取締役に対して割り当てます。

新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権の数は454個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の併合、合併、会社分割を行なう場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の発行日および発行価額
各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、これを発行する日は毎年4月30日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）とする。ただし、新株予約権は取締役の職務執行の対価として発行するものであり、発行に際しては金銭の払込を要しないものとする。
- (4) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は1円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行なった場合は、行使価額は、1円を調整後の株式数で除した金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
各新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。
- (6) その他新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限りて権利行使ができるものとする。
 - ② 新株予約権については、各年度付与分の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (7) 新株予約権の消却事由および消却条件
- ① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記(6)①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、禁固以上の刑に処せられた場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合、(9)に定める権利承継者につき相続が開始された場合、新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合、その他取締役会により定める事由のいずれかに該当した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡等の禁止
新株予約権者および次の(9)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (9) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権を相続することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (10) 新株予約権証券の発行
新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (11) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。